

出るといふがどの位の割合か」という問である。この答に娼妓貸座敷の税は税ということができない、醜業であるから賦金というものである。この金は県に委任してあるから出すべきは県の権限内にある。警察費に出すのは税だけでは負担しきれないからだという。

娼妓貸座敷賦金は明治九年三月から雑税掛が課し警保課が集めている。これが警察機密費となり、検はい費となっていた。衛生は警察の任務の一つであった。この費用を明治十三年四月八日の地方税規則によって変更され、更に明治二十一年八月七日の税制改革によって医学校支出が困難になつていったと考えるのである。

(新島学園女子短期大学)

明治初年の医師制度

深瀬泰旦

江戸時代には医師としての資格要件や業務についてなから公的規制はなく、まったく自由に医業をいとなむことができたため、医師一般の資質、知識、技能は概して低い水準にあった。

明治新政府はこの状況をうれえて、医師の水準を一定のレベルにたもつために、医師の開業許可制を目論んで、明治七年に医制の公布にふみきつたのである。しかし医制の内容はきわめて進歩的で、現行の医療制度の基本的なものをおおくふくんでいるので、反面からみればそれだけ当時の社会制度や社会状況とあいられない部分がおおく、全面的な実施はきわめてむづかしい状況であった。

従来この時期の医師制度についての研究は、中央政府の布達などを中心におこなわれているため、地方の実状については解明されていない点があった。本報告では府県レベ

ルの布達からみた地方の開業医制の実態と、在来開業医が新しい制度にたいし、どのような対応をせまられたかについて検討をくわえてみたい。

明治七年八月一八日に、東京・京都・大阪の三府に公布された医制の第三七条には、医師開業試験に合格したものに免許をあたえる旨の規定があるものの、これが三府において実施されたのは翌八年二月一〇日の布達による。さらに各県にたいして開業試験の実施を布達したのは明治九年一月一二日（内務省達乙第五号）である。このいづれの布達にも、但し書によって従来開業の医師にたいしてはその既得権をみとめて、試験を課すことなく開業の継続をみとめることが明記されている。この便法によって患者の需要に応じうる医療体制を存続し、あわせて開業医側の混乱を最小限度におさえようとしている。

内務省達乙第五号の布達をうけて、各県では管下の医師にたいし一定の期日までに願書を提出することにより、従来通りの開業をみとめる県庁限りの免状を交付する旨を布達した。茨城県、山梨県、兵庫県では明治九年三月に、神

奈川県、兵庫県内の但馬、丹波、淡路の三ヶ国では明治一〇年三月に、長野県では明治十一年一月に布達を発し、届け出をおこなった開業医にたいしては無試験で鑑札を下付する旨をのべている。

さらに『兵庫県衛生課第一報告』によると、明治十一年三月になつても、従来から開業医をつづけておりながら届けもれの者にたいしては、期限をさだめて届出させることによって、鑑札を下付して開業を継続させる方策を講じている。明治九年一月に発せられた内務省布達が、二年後の明治十一年にいたつてもまだ完全に実施されていないのは、現在の衛生行政上の諸施策の実施状況からみて、想像を絶する緩慢な歩みといわざるをえない。

衛生行政のトップにたつ長与専齋が、当時の状況を正しく把握し、決して無理に事をはこぼうとしなかったことが、このような緩徐な実施を可能にしたのであろう。長与ばかりでなく、その直属の上司である大久保利通内務卿をはじめ、政府の最高権力者たちも、施政の基準となる法律や制度を制定することに意をそそぎながらも、各地の状況を無視してまでこれの画一的な実施をもとめていない。こ

れによっていかに当時の開業医がすくわれたかは想像にあまりあるとともに、このような寛恕な取扱いによって、明治九年以降も年々在来医師の数の増加している事実が統計書の上にあらわれている。

明治九年の内務省達も、長与によれば「試験法の試験とも謂うべきもの」であったので、明治十二年二月二四日内務省達甲第三号をもって医師開業試験規則が布達され、さらに明治一六年一〇月二三日太政官布達によって、医術開業試験規則と医師免許規則が完成をみた。これら二度の改正にあたっても、但し書の適応によって在来医師は開業の継続はみとめられ、最終的には明治一七年一月二一日内務省達乙第四号をもって、医術開業許可証保持者に内務省発給の免許が授与されることになり、それまでの開業許可証にかわって開業免許が交付され、死亡するまでその効力が持続することの決定をみた。これによって、年々増加していた在来医師の数は、明治一五年の三八、二一七名を最高として、それ以後減少の一途をたどってゆくことになる。

(東京慈恵会医科大学
順天堂大学医学部医史学研究室)

生野鉦山の塵肺の歴史——一八〇〇年代から一九八〇年代まで——

三浦 豊彦

中国地方の生野鉦山では一六世紀にはすでに銀の採掘が行われていた。この鉦山は織田時代から代官がおかれ、羽柴秀吉の所領になったこともあるが、徳川時代には重要鉱山として天領となり、代官がおかれて経営されていた。

この生野鉦山でも、塵肺、ことに珪肺が鉦夫を苦しめていた。「煙」「煙毒」「煙が出る」「よろけ」「疲れ大工」などはこの職業病を意味していた。

文政元年(一八一八)から文政六年(一八二三)にかけ山田仁右衛門が生野代官として在位した。この当時、生野の安星亮庵ら四人の医師が、この鉦山には煙毒で死ぬ者が多数にあり、その家内の女子供からは薬札がとりにくく、施薬になってしまい困窮しているということで御手当米を出していた記録が残っている。